

社会福祉法人 大田幸陽会
評議員および役員の報酬に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人大田幸陽会定款（以下、「定款」という）第8条および第21条の規定に基づき、役員に支給する報酬等の総額ならびに評議員および役員に支給する報酬等の基準について定めるものとする。

(対象者)

第2条 この規程による報酬等の支給対象とする評議員および役員は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 定款第5条に定める評議員
- (2) 定款第15条第2項に定める理事長
- (3) 同条第3項に定める常務理事
- (4) 同条第1項第1号に定める理事のうち、理事長および常務理事を除く理事
- (5) 同条第1項第2号に定める監事

(役員の報酬の総額)

第3条 定款第21条に定める理事および監事に支給する報酬の総額は、各年度10,000,000円以内とする。

(評議員の報酬等の支給基準)

第4条 評議員に対する報酬の額は、別表第1に定める額とする。

2 評議員が職務のために東京都特別区を除く地域へ旅行をした場合には、旅費規程を準用して旅費を支給する。

(役員の報酬等の支給基準)

第5条 理事および監事には、勤務形態に応じて、次の各号により報酬等を支給する。

- (1) 理事長および常務理事が1か月9日以上勤務した場合の報酬の額は、別表第2に定める月額とする。
- (2) 理事長および常務理事が1か月9日未満勤務した場合ならびに理事長および常務理事を除く理事に対する報酬の額は、別表第3に定める額とする。
- (3) 監事に対する報酬の額は、別表第4の額とする。

2 理事および監事が職務のために東京都特別区を除く地域へ旅行をした場合には、旅費規程を準用して旅費を支給する。

3 第1項および前項の規定にかかわらず、社会福祉法人大田幸陽会の常勤職員および嘱託職員である理事については、理事としての報酬および旅費を支給しない。

(支出会計)

第6条 この規程による報酬等は、法人本部拠点区分から支出する。

(報酬の支給日)

第7条 第5条第1項第1号に定める月額報酬は、原則として職務従事月の翌月に支払うものとする。

2 第4条第1項ならびに第5条第1項第2号および第3号に定める報酬は、職務従事の都度支払うものとする。

ただし、1か月に2日以上職務に従事した場合は、当該理事または監事の同意を得て、職務従事月の翌月に一括して支払うことができる。

3 第4条第2項および第5条第2項に定める旅費ならびに旅行日支払うべき報酬は、次の各号により支払うものとする。

(1) 1回の旅費が10,000円未満の場合は、原則として職務従事月の翌月に支払うものとする。

(2) 1回の旅費が10,000円以上の場合は、原則として旅行出発前に概算で支払い、旅行終了後清算するものとする。

(3) 前項の規定にかかわらず、旅行日に支払うべき報酬は、第1号または第2号の旅費と同時に支払うものとする。

(規程の改廃)

第8条 この規程の改廃は、評議員会の決議による。

附則 この規程は、平成29年4月1日より施行する。

(旧規程「役員等の報酬に関する規程」は廃止する。)

別表第1（第4条第1項関係）

報酬額		
	5時間未満	5時間以上
①評議員会出席	10,000円	16,000円
②職務のための研修会の出席		
③法人主催行事への出席	5,000円	8,000円

別表第2（第5条第1項第1号関係）

報酬額		
	理事長	常務理事
月額	380,000円	280,000円

別表第3（第5条第1項第2号関係）

	報酬額	
	理事長	5時間未満
①理事会・評議員会出席		
②職務のための調査・研修		
③担当委員会への出席		
④監事監査・監査委員監査・指導 検査・税務調査等の立会	20,000円	32,000円
⑤法人を代表して他団体等の行事出席		
⑥法人主催行事に助言者・パネラ 一等として出席		
⑦⑧以外で法人主催行事への 出席	10,000円	16,000円

※（別表第3 次のページに続く）

別表第3つづき

報酬額		
	常務理事	
	5時間未満	5時間以上
①理事会・評議員会出席		
②職務のための調査・研修		
③担当委員会への出席		
④監事監査・監査委員監査・指導 検査・税務調査等の立会	16,000円	26,000円
⑤法人を代表して他団体等の行事出席		
⑥法人主催行事に助言者・パネラ ー等として出席		
⑦⑥以外で法人主催行事への 出席	8,000円	13,000円
報酬額		
	理事長・常務理事を除く理事	
	5時間未満	5時間以上
①理事会・評議員会出席		
②職務のための調査・研修		
③担当委員会への出席		
④監事監査・監査委員監査・指導 検査・税務調査等の立会	10,000円	16,000円
⑤法人を代表して他団体等の行事出席		
⑥法人主催行事に助言者・パネラ ー等として出席		
⑦⑥以外で法人主催行事への 出席	5,000円	8,000円

別表第4（第5条第1項第3号関係）

報酬額		
	5時間未満	5時間以上
①監事監査・業務監査		
②理事会出席		
③評議員選任・解任委員会出席		
④職務のための調査・研修		
⑤監査委員監査・指導検査・税務 調査等の立会	10,000円	16,000円
⑥法人主催行事に助言者・パネラ 一等として出席		
⑦⑥以外で法人主催行事への 出席	5,000円	8,000円

